

1. 子どもの「社会的排除」という問題

1-1. 何が問題か

先行研究において、家族の貧困・排除問題が子どもに累を及ぼしていることは明らかにされ（久富編：1993、青木編：2003、部落解放・人権研究所編：2005）、この状況は「貧困の子ども化」（青木：1997 他）として注目されている。さらに「子ども時代の貧困は生活を抑制するだけでなく、その後の人生においても社会的排除の原因となりうる重要なこと」（Piachaud&Sutherland：2001）として問題視されている。しかしながら、それらの分析は「スナップショット的」（小西：2006）であり、問題が再生産するプロセスについては解明が急がれている段階である。本研究では、子どもの貧困・排除問題が将来へのリスク因子となり、再生産されていることを問題視しており、そのため「再生産を克服するためにはどうすれば良いのか？」というリサーチ・クエスチョンにはじまる。

「家族依存」（青木：2003）の福祉政策の中では、「家族」がない、あるいはその役割が機能していない脆弱な生活基盤の中で育つ子どもたちは、社会的に排除されていると位置づけられよう。先に掲げた問題意識から、ここでは排除されてきた子どもたちのセーフティネット（社保審：2003）となりうる社会保障システム、とりわけ児童養護施設に焦点を当てる。子どもの発達を保障するとともに子ども時代に付与されたりリスク因子を乗り越え、さらに施設退所後の社会的排除を防ぐために施設を中心とした現在の社会保障システムは何ができるのか。

本稿では、児童養護施設入所児童のエスノグラフィをとおして、施設において子どもどうしや職員など周囲の人に囲まれながら、子どもたちが生活を立て直していく様相といまひとつ乗り越えられない問題を明らかにする。言い換えれば、現実的に子どもの権利がどのように保障されているか検証し、排除の克服と困難性のメカニズムについて解明する。

1-2. 「社会的排除」克服へのプロセスと施設入所理由

現在、社会的に排除されてきた子どもたちの発達を保障するため、児童福祉法に位置づけられる社会的養護体系として 施設養護系（児童養護施設、情緒障害児施設、児童自立支援施設、乳児院等） 家庭的養護系（里親・里親によるグループホーム等）が挙げられる。厚生労働省（2004）によると、 に措置されている児童の合計は 45407 人（2003 年調査）であり、その割合は 42953 人（94.5%）、 2454 人（5.4%）である。子どもの発達課題によって措置される施設が異なるため、単純な比較はできないものの、児童養護施設入所児、里親委託児の合計は 32870 人であり、その割合は 30416 人（92.5%）と 2454 人（7.5%）である。このように、現在の制度下では、児童養護施設が多くの子どもを担っていることがわかる。

家庭に近く、地域に開かれやすいという点では、大規模な児童養護施設よりも里親の方がより排除の克服には近いと考えられる。ただ、近年の児童養護施設では、小規模化、地域分散化（全養協：2003）の傾向にある。とりわけ、将来における排除のリスク要因の克服という点では、現時点で両者を比較し結論を出すことは性急であると考えられ、緻密なパネル調査が必要であろう。本研究では、上記のリサーチ・クエスチョンにこたえるべく、現在の日本の現状に照らし合わせて児童養護施設における子どもの社会的排除克服プロセスに焦点を当て分析をすすめる。

(表1) 児童養護施設への主な入所理由

主な入所理由	2003年	
	(人)	(%)
父/母、両親の死亡	912	3.0
父/母の行方不明	3333	10.9
父母の離婚・不和	2245	7.4
父/母の入院	2128	7.0
父/母の就労	3537	11.6
父/母の精神疾患等	2479	8.1
父/母の拘禁	1451	4.8
虐待・酷使	3389	11.1
放任・怠惰・棄児・養育拒否	4951	16.2
破産等の経済的理由	2452	8.1
その他	3539	11.8
合計	30416	100.0

厚労省(2004)から再構成

厚労省(2004)によると児童養護施設への入所理由は(表1) 父または母の放任・怠惰、養育拒否などのネグレクトが15.4%(4951人)ともっとも多く、続いて父または母の就労11.6%(3537人)、父または母の虐待・酷使11.1%(3389人)と続く。主たる入所理由については表1のとおりであるが、子どもが児童養護施設に入所する際、子ども自身の問題による入所はきわめて少ない。その背景には、貧困をはじめとして脆弱な生活基盤で暮らす家族の生活困難があり、家族の困難が子どもに累を及ぼすという形で施設入所にいたっている。

2. 本研究における概念と分析モデル

2-1. 社会的排除とその克服

本研究では分析枠組みとして、「社会的排除」概念を用いる。「社会的排除」(social exclusion)とは、ひとり親、障害、孤立、虐待など生活困難と関りあう諸要因、メカニズムを含めた状態を指し、貧困やアンダークラスよりも広い概念として用いられる。「社会的排除」の定義については、未だ議論が続いているが、現時点では以下の Giddens (2001 = 2004 : 323-331 = 404-426) の定義を用いることにする。Giddens によると、社会的排除とは社会への十分な関与から人々が遮断されている状態を指す。社会的排除はアンダークラスよりも広い概念であって、その利点は、<過程> 排除のメカニズム を強調しているところにある。社会的排除という概念は、個人や集団が住民の大多数に開かれている機会を享受するのを妨げる一連の多様な要因に焦点を当てている¹。

また、その特徴の1つとして政策指向の概念であり、排除された人々を支援する事後対応的な政策と同時に「排除の過程に入ることを避けるための先を見越した政策」(Bhalla & Lapeyre : 2004=2005) を設計する。したがって、社会的排除やそのリスクという状況に対して、それを克服するための「社会保障政策の再設計」(Bhalla & Lapeyre : ibid) を意図する²。

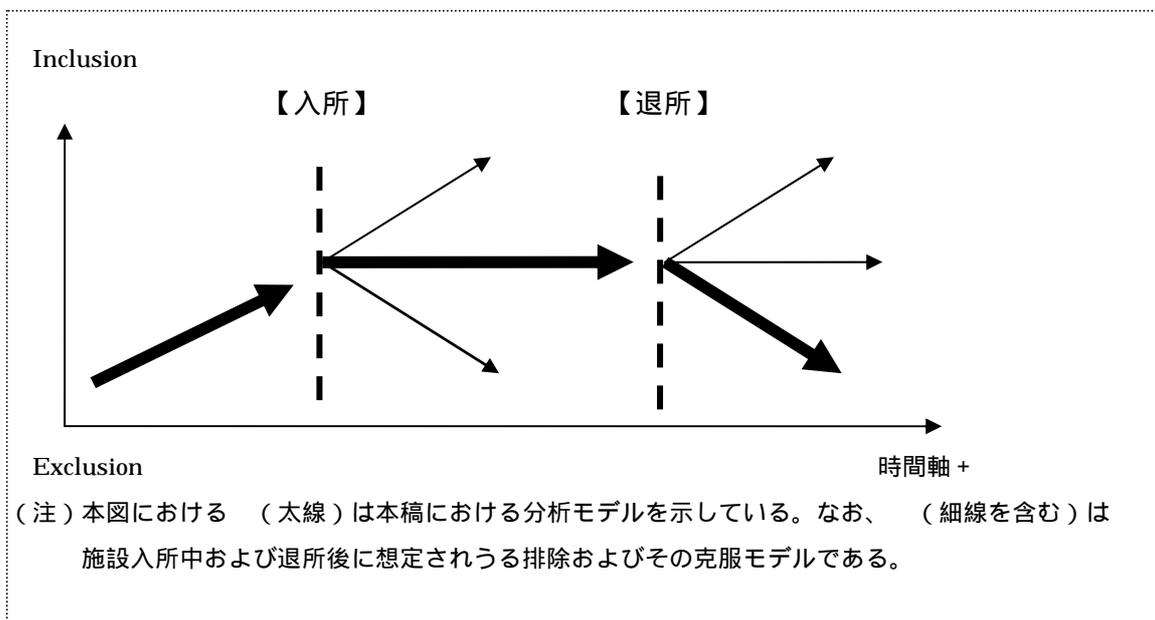
1 なお、Giddens による「社会的排除」の定義の興味深いところの1つに最上層における社会的排除を位置づけていることがある。「最上層における社会的排除」という力学は、社会の主要な制度体に「加わらない選択」ができる事を意味し、社会統合の観点から、それによって最下層における社会的排除と同様に社会的連帯や社会的凝集を破壊する、と指摘している。

2 ただ、社会的排除概念は、貧困の再生産を導き出す社会構造そのものに対する打破については課題が残る。それでもなお、制度やシステムの問題について目を向けることは有効性をもち、現在の状況を規定している過去を含めた多様な要因を分析することができ(Hills : 2001) 政策

2-2 . 分析モデル

社会的排除の「発見」によって子どもは排除克服への第一歩を踏み出す。社会的に排除された子どもの中でも「保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」(児童福祉法 41 条)は、児童相談所による一時保護を経て措置決定により児童養護施設への入所が決まる。施設入所期間中は社会とのつながりが保たれた状態にある。入所期間は生活の立て直しを行うことができ、言い換えれば「排除のリスク克服期間」とであると位置づけられよう。

(図 1) 社会的排除された子どもと施設入所による排除克服の時間軸の分析モデル



(図 1) については、社会的に排除されてきた児童が児童養護施設に入所することによって排除の克服に向かうモデルである。入所期間中に排除を克服し、施設退所後もその状態を保ち続けるというものである。ただ現実には、施設のケア基準や子どものもつ発達課題、さらに施設そのものもつ課題や制度の限界によっても排除の克服の度合いは分散していると考えられる。

本稿における分析モデルについて結論をやや先取りするならば、児童は【入所】によって、施設内で排除を克服する方向に向かうものの、その途中でむかえる【退所】によって再び社会的に排除された状況に陥る(図 1 の太線部)。本稿では以下において、【入所】と【退所】の間、言い換えれば、社会的に排除された子どもが【入所】によって「排除」を克服していく様相とその困難性のメカニズムについて明らかにする。とりわけ、年齢満期による施設退所(卒園)に向けて、住宅、労働に代表される排除を克服するための物理的要件ではなく、施設内で将来のリスクを克服していく様相に目を向ける。

2-3．研究方法

児童養護施設の参与観察³によるエスノグラフィを史資料の中心としてフィールドデータを用いる。エスノグラフィとは、参与観察を使った調査方法、プロセスおよびそれらのモノグラフを意味する（佐藤：2002）。本研究におけるエスノグラフィの視点として、第一に入所児童の日常生活の側面を見出しつつ、施設でどう過ごし、どのように排除を克服していくか、どう自立していくのか、第二に逆にそれが叶わない困難性の要因はどこにあるのか、を重視し、これらのメカニズムを解明するために非統制的観察を用いて調査する。同時に参与観察法のバイアスを考慮し、入所している子ども・職員・学校関係者・児童相談所のワーカー・地域住民やその他の関係者のインタビュー調査（エスノグラフィックインタビュー、非構造化面接）や他の児童養護施設や関係機関のインタビュー調査（半構造化面接）、非参与観察を平行して実施している（調査期間 2005 年 5 月～）。

なお、調査先の選定にあたっては A 県内児童養護施設の悉皆調査（施設長、主任のインタビュー及び非参与観察）を行った後、定員規模および施設形態において平均的（Goodman：2000=2006）であった「青春学園（仮名）」⁴に参与観察による継続調査を依頼し、承諾された。

3．青春学園における排除の克服と困難性のメカニズム

児童養護施設のエスノグラフィから

3-1．中学生 1 日の流れと個別生活指導

中学生は、基本的に起床～登校までの時間、ほとんど職員の援助はなく身支度を行う。児童は、7:00-7:30 に自分で起床し、制服に着替えた後に食堂に移動し朝食をとる。朝食後には、用意された弁当のおかずとご飯を弁当箱に詰め、自分の弁当を作る。この作業を 8 時すぎまでに終わらせ、8 時 15 分には、登校する。

青春学園の 1 日の流れ（平日・中学生）

7:00~	起床（目覚まし時計、職員が声をかける）、登校準備
7:30	朝食・弁当作り、登校準備
8:15	登校（8:25 までに掛ければ遅刻する）
16:30~	帰宅
18:30	夕食（理由がない限り、19:10 までに食堂に来なければ食事は片付けられる）
~21:00	入浴
~11:00	就寝（自室に戻ることにしている）

³ エスノグラフィおよびその他調査を実施すること、それを記録化し論文にすることにあたっては、施設責任者、当事者の同意を得た上で、当該施設および個人の特定がされぬよう、匿名性を第一に行っている。

⁴ 「青春学園」（仮名）は A 県郊外にある 2～18 歳までの男女が生活する大舎制（50 名定員）の児童養護施設である。なお、「青春学園」という施設の仮名については、入所中の小学 6 年生小林ともや君（仮名）が本調査に興味を示し、名付けてくれた。青春学園内における固有名詞はすべて仮名である。

部活動に参加していない児童は、およそ 17:00 には帰宅をする。着替えを済ませ、施設内でサッカーやバスケットなどをしたり、テレビを見たり、ピアノやギターを弾いたり、自室（同年代・同性児童との 2-3 人部屋：8 畳程）でマンガ・本などを読んで過ごす。この他、夕食時間（18:30 前後）までは外出が自由であるため、近隣のショッピングセンターに出掛ける児童や友人の家に遊びに行く児童もいる。自室の掃除や洗濯は自分で行うことになっているが、試験前を除けば、学習や入浴をはじめ規則的な時間はとくに設けられていない。青春学園では、とりわけ中学生以上の児童について施設退所後の自立を念頭にした自主性が求められている。職員はたびたび「ここを出たら、自立せなあかんねんで。」と子どもに言い聞かせている。

基本的に中学生以上は自主性が求められるが、すべての中学生児童が 1 日の流れについていけるわけではない。あつし君のように職員によるきめ細かい個別生活指導がなければ登校できない児童もいる。

あつし君の登校まで（2006 年 1 月・中学 2 年生）

- 7:00 起きない（7:05、7:31、職員の声掛けにも反応せず）
 - 8:15 寝ている（朝食時間がおわり、彼の朝食も片付けられる）
 - 10:20 寝ている（同室の児童は熱が 37.0 学校を休むことに。
職員はあつし君に何度か声を掛けるが、「うん」と言いつつもベッドから出ずに寝る。）
 - 11:45 起床・昼食（食堂で弁当を食べる）登校準備
 - 12:45 登校（大きな声で「いってきます！」）
-

2 年生 3 学期（1 月 3 月）は、登校日およそ 50 日中、遅刻・早退・欠席のいずれがなく登校した日数は、7 日である。職員は、毎日起床時間に声を掛け、その後も間隔をおいて声を掛けるものの、彼はなかなか起きることができない。夜、遅くまで起きているからである。多くの子どもにとって、夜は不安定になる時間でもあり、なかなか眠ることができない。「典型的な被虐待児ですわ」（主任児童指導員）と形容される彼も例外ではない。中高生は 23:00 には部屋に戻ることにしているが、あつし君は自室に戻っても眠ることができず、事務所に顔を出しにくる。宿直職員は「早く部屋に戻り」と言いつつ、彼の頭に耳を傾けている。

とりわけ不安定な背景をもつあつし君であるが、中学 3 年生になると自分の進路を意識するようになり、1 学期は以前に比べると遅刻は少なく、欠席もなく登校するようになった。

あつし君の登校まで（2007 年 5 月・中学 3 年生）

- 7:00 起きない（職員の声掛けにも反応せず）
 - 7:45 起床・着替え
 - 7:50 朝食（食堂ではまだ食べている小学生に「おい、小学生、5 分以内に（自室のある 1 階に）下りな、しばくで！」）
 - 8:15 弁当詰め（昨日の弁当箱を洗う作業から始まる。）
 - 8:45 髪の毛セット（洗面所で髪の毛を濡らしドライヤーを使用しセット。「オレ、天パやん。」と
-

真剣な眼差しでブローする。)

8:55 登校(元気良くニコニコしながら「行ってきます！」玄関の外から窓越しに大きく手を振り
機嫌よく登校する。)

朝食を食べながら、「オレ、3年になってから1度も学校休んでへんねんで。」と笑顔で話し、遅刻したおおよその回数も覚えている様子である。

3-2. 排除の克服 「かかわり」による社会化

あつし君が3年生になってから遅刻、欠席をしなくなった背景には、主任児童指導員、担当職員からのほたらきかけがある。また、それは青春学園では中学を卒業した児童は高校進学かそれに準ずる進学をしなかった場合、退所することが求められることにも関連している。高校を中途退学した児童も同様である。この事実は裏返すと、児童は、高校生という身分によってのみ、在園が保障されるということになる⁵。このため、主任、担当職員ともに高校進学を勧めてきた。さらに、彼の父親は、かねてよりあつし君に高校進学をさせたい意向を示しており、それを踏まえ職員はあつし君との対話を繰り返してきた⁶。以下は、あつし君が高校進学を目指す様相である。

あつし君と調査者との会話(2007年5月、あつし君の部屋)

あつし君 「オレな、高校行きたくない。行きたくないねん。」

調査者 「そう。じゃ、どうするの？」

あつし君 「(笑いながら)オレな、漁師になんねん。カッコええやろ。」

調査者 「うん。そう言えば、おじいちゃんも漁師だったよね。前、教えてくれた。」

あつし君 「せやねん。だからな、おじいちゃんの所へ行って、漁師の手伝いとかしよかな～あ、
なんて。ボケっ！」

あつし君は、照れを隠すためか「ボケ」と言い、恥ずかしそうにしている。施設を退所し、漁師や手に職をつける職業など職人見習いとしての道を模索している様子である。それでも、あつし君に高校進学を勧めるのは、職員や父親のみではない。高校生児童からの助言もある。

あつし君と高2男児、調査者との会話(2007年5月、園庭のブランコ)

(高2男児)君 「お前、高校どうするん？マジ、高校くらい行っといた方がええで。高が 高くらい
やな。この辺で入れんの。」

⁵青春学園の中である程度の生活能力は培われているものの、自立することに関しては主任児童指導員も「難しいでしょうね」(2006.6)と言う。

進学しなければ、施設を出ていかななくてはいけないという規則は、A県内児童養護施設では、それほど珍しくはない、という。ここには、本当に養護の必要な児童ほど、養護の道が開かれていないという矛盾があることが指摘できる。

⁶坂本(1998)によれば、中学卒業時に家庭引取りになって高校進学した児童は、引き続き施設に入所していた児童に比べるかに中退率が高い。坂本の指摘は、脆弱な生活基盤の家族においては、家族の養育機能よりも施設の養育機能や有効性が高い可能性を示唆している。

あつし君	…あまり反応しない。下を向いてうなずいている。…
調査者	「高も（高校生児童）君がいるね。」
（高2男児）君	「お前、マジ、高校行っという方がええで。中卒だったら、工場とか、それもないかも分かれへんで。」
あつし君	「うん。」下を向いたまま。

7月には児童相談所において、児童相談所の担当ワーカー、施設の担当職員、父親、あつし君の4者面談を実施された。その場でも、父親は高校に行かせたい意向を示し、あつし君も了承したことから、高校受験に向けた学習・生活指導体制が整えられることが確認された。あつし君は、青春学園に入所した中学1年からこの時点まで主要5科目では障害児学級に入級していたが、高校進学を目指し、2学期からすべての科目の授業を普通学級で受けることになった。

施設に入所している児童は、周囲のはたらきかけによって変わっていくことができる。職員はこのはたらきかけを「かかわり」と呼び、勤務中はできうる限りの時間を費やしている。職員との「かかわり」のみならず、子どもどうしの「かかわり」によっても子どもは変わることができる。つまり、「かかわり」という相互作用の中での社会化が行われており、これが排除克服へとつながる。あつし君にみたように「かかわり」には、職員によるフォーマルな「かかわり」と子どもどうしによるインフォーマルな「かかわり」がある。とりわけ、インフォーマルな「かかわり」は、他者との繰り返しの対話によって社会関係が築き上げられるため、退所後に排除の克服となる物理的条件ではないが、本人の生き方に直接影響を与える排除の克服のプロセスであると位置づけられよう。

3-3．排除克服の困難性のメカニズム

高校に進学することを決め、2学期からすべての授業を原学級で受けることにしたあつし君であるが、10月頃から徐々に遅刻が目立ち始めた。

あつし君の登校まで（2007年11月某日・中学3年生）

- 6:45 起きていない（同室の高校生起床）
 - 7:00 起きていない（他室の幼児・小学生起床）
 - 7:13 起きていない（同室の高校生は登校準備が終わり、出掛ける）
 - 7:20 担当職員が「もう、朝やで。起きなあかんで。」と声を掛ける。「うん」と言い寝返り。
（5分おきに担当職員が起こしに来るが「うん」と答えるのみ。ベッドから出ない。）
 - 7:45 起きていない（担当職員は小学生の登校準備に追われる）
 - 7:50 中学校担任が施設に来てあつし君を起こすが、「うん。」「わかった。」と答えつつも起きない。
中学校担任は声を掛け続けるが「うっせー。」と言い、ベッドに深くもぐりこむ。
 - 8:01 中学校担任は「はよ、起きておいでや。」と言い残し、ひとり中学校へ向かう。
 - 8:15 起きていない（あつし君以外の中学生は登校）
 - …（中略）…担当職員は、あつし君の部屋を通る度（5-10分ごと）、声を掛けるが反応なし…
 - 11:30 起床。食堂に向かい、弁当用のおかずとご飯を食べる。
-

11:55 部屋へ戻り着替えと登校準備
12:25 髪の毛セット
12:40 登校(「5限目(昼食以降)から行くねん。」)

中学校の担任から高校合格のボーダーラインと言われていた年間20日未満の欠席について、あつし君は2学期の時点で超えていた。とりわけ11月からは遅刻や欠席が目立ちはじめ、1週間続けて休む日もあった。それでもあつし君の担当職員は、休日や勤務時間外でも彼を起こして中学に登校させるために青春学園に足を運んでいた。それに加え、中学校の担任も彼を施設に迎えに来て登校を促すこともあったが、生活のリズムは改善しなかった。その背景には学校や施設でいまひとつ困難を乗り越えることができず、双方から排除されつつあった彼の様相が浮かび上がる。

学校からの排除

あつし君は青春学園入所による転校に伴い、主要5科目は障害児学級に入級することになった⁷。本人からすると、それは突然の出来事であり、また不本意に感じ「少人数(障害児学級)に行きたくない・・・」とたびたび口にしていた。初めて障害児学級に行った時の戸惑いを以下のように話している。

あつし君と調査者との会話(2006年2月、食堂で朝食を食べながら)

オレ、「ガイジ」やし。だから、少人数学級におんねんで。

・・・(中略)・・・(隣の席の生徒は)マジ、キモイし・・・。

「アァー」(生徒の真似をしている様子。目を細め、口を大きく開ける。)とか、言うてな・・・。

はじめ行った時、マジ、びびったもん。「よろしくお願ひしまーす」って、挨拶したときな、よだれとか、オレの机にめっちゃたれてんねん。ダーって、たれて。めっちゃキタナイねん。それで、「アァー」とか言って、オレの隣に寄ってきて、机にめっちゃたれてんねん。

・・・(中略)・・・

オレ、こいつらと一緒にかって・・・思ったし・・・。

主任児童指導員によると、「ガイジ」とは、障害児のことを意味し、それは、差別的な表現を含むことから、青春学園では児童が「ガイジ」と言った際にはきつく注意している、という。あつし君は、自らを「ガイジ」と位置づけつつも、本当は普通学級で学ぶことを望んでいる。しかし、転校した当初から障害児学級に入った彼の居場所は原学級にはすでになかった。原学級に戻った際はクラスメイトから「なんでお前おんねん」(主任児童指導員)という眼差しで見られ、休み時間でも孤立しているという。また、主任児童指導員は「居場所がないっていうのもあると思うんですけど・・・。(中略)・・・でも、少人数の

⁷ 転校前の中学校ではすべての教科を普通学級で受けていた。そのため、本人は障害児学級への入級を不本意に受け止めており、その葛藤や差異化の様相については、日本福祉大学社会福祉学会(2006.6)「児童養護施設における子どもの意思決定のプロセス」(谷口由希子)にて報告を行った。

方に行ったら、自分が上に立てるっていう、そんな落ち着きみないなんもあるみたいで。」(2006年2月)とあつし君が障害児学級で居場所を見つけている一面を指摘する。その居場所は「こいつらと一緒に思った」と同時に「上に立てる」という言葉にあらわれているように他者を差異化することによって形成された自己像である。

東京都社協(2006)では、児童養護施設入所児童が学校で起こす問題行動について児童養護施設の調査を行っている。これによると、学校で起こす問題行動で「継続的に困っている」児童は22.1%(587人、N=2652)にのぼる。この「不適応」の内訳(複数回答)は、多動・授業妨害(44.5%)、暴力・いじめ(33.6%)、不登校(22.9%)と続く。また、学校側から苦情や批判があると答えた施設は81.1%(43施設、N=53)である。

学校や児童相談所の判断によって異なるものの、あつし君のような児童は少数ではなく、低学力で授業についていけないという理由で障害児学級に入級させるケースもある。青春学園では小中学生の28%(N=31)が何らかのかたちで障害児学級とかかわりを持ち、入級あるいは通級している。施設入所児童は、入所に伴い引っ越しをするため、ほとんどの児童は校区を変え転校生となる。さらに、これまでの生活の背景から学力が低い児童、すぐには情緒が安定しない児童もいる。学校側としては、通常業務の傍らで児童のこうした背景を含めて理解するには時間を要する作業であり、より手厚い支援を行うために障害児学級に入級させる場合も少なくない。必ずしも障害児学級が排除に繋がるとは限らないが、あつし君のように原学級における居場所を失ったことにより、学校から足が遠のいてしまう児童もいる。

集団養護による「平等」の重視の問題

青春学園では、3歳から18歳まで50人の男女児童が同じ屋根の下で生活している。風呂、トイレは男女別であるが、自室を除いた残りのスペースは共同で使用する。日々の生活を過ごすための規範や小さな規則はあるものの、児童どうしの中では、「年上」の言うことがその場のルールと化す場面がたびたびある。したがって、児童にとって高齢児童は時に権力者となる。さらに、入れ替わり来る実習生や勤務年数の少ない職員よりも児童の方が施設内を熟知しており、高齢児童のルールを優先する児童もいる。施設職員もこの暗黙のシステムを理解しており、高齢児童には「かかわり」とおして、自立のための自主性を求めると同時に高齢児童に年下の模範となるように生活指導を行う。

主任児童指導員のインタビュー(2006年10月、事務室)

集団生活なんでね、ひとりが崩れるとダーっと、みんなバタバタとダメになってしまうことがあるんです。その都度、担当(職員)が子どもにじっくり話をして、学校に行くように、遅刻しないでちゃんと準備するように・・・ってかかわりをするんですけどね・・・(中略)・・・家出⁸も一緒ですわ・・・。

そうやって話すると、そしたら結局、「どうしてあの子は学校行けへんのに、病気やないのに・・・って。私らは行かなあかんの？ずるいやん。」ってなってしまうんです。

8 児童が施設から抜け出すこと。児童は「脱走」と呼んでいる。夕食後などにスーパーヘカッブラーメンや菓子を買いに行く短時間のものから、稀ではあるが複数人で出て行き夕食時間を過ぎても帰ってこない長時間のものがある。

一定のルールによって形成される集団生活においては、とりわけ「平等」が重視され、したがって、高齢児童は他児童の「模範」とならなくてはならない。この事実は裏を返せば、「模範」となることができない高齢児童、かわりによってもいまひとつ乗り越えることができない高齢児童、集団に悪影響を及ぼすと思われる高齢児童は、施設職員のジレンマの中、結果として排除の対象となることを意味する。

4．制度からの排除

4-1．高校不合格と学園からの退所

学校基本調査によると、2006年度の全国平均の高校進学率は97.7%（就職率0.7%）であり、A県も全国平均とほぼ同等の進学率である。加えてA県では、公立高校の統廃合が進みつつあり、いずれの高校も生徒獲得には熱心である。あつし君が受験した公立高校も同様であり、受験予定校の教員は、入試直前に施設まで学習指導に来ていた。あつし君は、試験前には必死で勉強し、入試に臨んだ。施設職員、中学校の担任、なによりあつし君本人が合格を疑わなかった矢先、あつし君は不合格通知を受け取った。彼が受験した高校では、5名の生徒が不合格となり、結果として定員割れを起こした。「なんでなんやろ……って。（高校の先生は）面接重視みたいなこと言ってたし、本人も筆記試験はまあできたって……。（年間20日未満の欠席という）出席日数が足りひんからかなあ。定員割れしてんのに。まあ、切捨てですわ。」（2007年5月）と担当職員は憤りながら振り返る。2次試験も受けたが同様の結果であった。確かに高校は義務教育ではないため、高校の求める成績や基準に児童が満たない場合は不合格となりうる。高校側としても熱心な生徒獲得競争が行われる中、一方でそれでも入学できない児童もいる。

高校の不合格が判明してから5日後、あつし君は荷物をまとめて青春学園を退所した。彼の母親は当初、彼が家に帰ることを拒否したものの、父親の説得によって彼を受け容れた。学園には彼の退所の2日前に「お世話になりました。これからはわしが面倒を見ます。」と父親から電話があったという。

家に帰った今、以前ほど母親との言い争いは少なくなった、という。担当職員は、「あつしが感情をコントロールできるようになったってことだと思いますわ。（…中略…）ここに来て一番の成長面がそうでしょうね。でも、あと3年あれば……という気持ちが未だにあって。今は心がぼっかりした感じです。」と話し、彼の未来を憂えている。また、主任はこのケースに限らず、「家庭復帰ってなんやろ……って思います。全部ちゃうんですけどね。とくにあつしのケースは家庭復帰ではなくて、『家庭もどし』ですわ」（主任児童指導員、2007年5月）と述べ、「もう少し早い段階から高校への進学意識なり、就職先を探すなり、本人との『かわり』をじっくりしたら結果が違っていたのかもしれない」と振り返る。

4-2．社会構造問題としての排除 15歳のNEET

先に述べたように施設への入所退所の決定は児童相談所の措置によって行われるが、主任児童指導員は「児相の方針は簡単ですわ。親が面倒を見ると言ったから、その一声で退所させてしまう。次というか、この先なにも決まっていっていうのに……。」（主任児童指導員）と述べ、今回の退所に対して児相の対応にも懐疑的である。

あつし君は現在、家庭に戻り1日中家の中で過ごしている。一度職業安定所に行ったものの「15歳では…」と間接的に「16歳になってからまた来て下さい。」と言われたという。とりわけ、施設を退所した元児童に対する制度は限られており⁹、児童養護施設側からの支援は届きにくい。児童は退所後にふたたび脆弱な生活基盤に陥ることになり、リスクと隣り合わせになりながら生活している。

東京都社協(2004)では、2001年度中に就職により措置解除(高卒、中卒、高校など中退で就労自立)した子ども145名について2002年10月1日現在の状況について追跡調査を行っている。学校教育状況は、中卒14.8%(男性17名、女性4名)、高校中退(定時制を含む)15.5%(男性12名、女性10名)、高卒は61.3%(男性39名、女性48名)であり、専門学校中退1名、専門学校卒業6名、その他5名である。この調査によると、施設退所時と同じ職場で継続して就労をしている者は54.2%である。雇用形態では、正社員67.6%、パート・アルバイト32.4%である。さらに学歴別に見ると、継続して就労をしている者は、全体54.2%であるのに対し、高卒のみは69.0%であり学歴による格差がみられる。さらに、施設退所後は働き続けなければホームレスにもなりかねない彼・彼女らの実情を考えれば、ここに見る数字以上に厳しい現実には晒されていると推察される。

施設退所後の社会的排除の克服について、施設内で継続的におこなわれていた「かかわり」による社会化は退所と同時に途絶えてしまう。労働、住宅などに代表される物理的要件を除けば、元児童の「がんばり」とそれを支える人・社会的資源が排除克服を維持する条件となる。

5. 結論と今後の課題

本稿で考察してきた施設入所児童の排除と克服は、児童養護施設に入りながらも、ふたたび社会的排除に陥る子どもの様相であった。そこには、子ども自身のがんばりや施設職員、中学校の担任、受験校の教員など彼を支援していた援助者の懸命さがみられたものの、それでも退所後には、社会の周縁へと押し戻されていくという現実がある。これは社会的に排除された児童のための現在の社会保障システムの脆さのあらわれと言えよう。もちろん、施設入所によって生活を立て直し、退所後も継続して排除の克服を維持している元児童もいる。また、ひとたび社会的排除に陥ってもなんらかのきっかけにより、困難を乗り越えていく子どももあり、その検証にはパネル調査が必要である。ここでは、おもに一人の児童の【入所中】のエスノグラフィにとどまってしまった。再生産の克服という観点から見れば、今後の課題として、一人の児童にとどまることなく社会的に排除された児童が施設に【入所】するまでの過程、【入所中】、【退所】および退所後をとおした一連のプロセスについて現在の社会福祉制度との関連で検討していくことが挙げられる。

本研究は、筆者がCOE研究員として日本福祉大学21世紀COEプロジェクト「福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点」による若手研究者育成のための助成を受けた研究である。

⁹ その数は絶対的に少ないものの、施設を退所した住む家として児童自立支援ホームが制度化されている。また、民間の相談機関としてアフターケア事業部(大阪府)がある。

参考文献一覧

- 青木紀 (1997) 「貧困の世代的再生産 教育との関連で考える」 庄司洋子、杉村宏、藤村正之編 『貧困・不平等と社会福祉』 有斐閣
- 青木紀 (2003) 「貧困の世代的再生産の視点」 『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』 青木書店
- Bourdieu, Pierre (1979) *LA DISTINCTION* = 石井洋二郎訳 (1990) 『ディスタンクシオン』 藤原書店
- Passeron, Jean-claude (1970) *LA PRPDUCTION* = 宮島喬訳 (1991) 『再生産』 藤原書店
- 部落解放・人権研究所編 (2005) 『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』 解放出版社
- Bhalla, A. S. & Lapeyre, Frederic (2004) *Poverty and exclusion in a global world* = 福原宏幸、中村健吾監訳 (2005) 『グローバル化と社会的排除 : 貧困と社会問題への新しいアプローチ』 昭和堂
- 岩田正美、西澤晃彦編 (2005) 『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』 ミネルヴァ書房
- Department of Health (2002) *Children's Homes National Minimum Standards Children's Homes Regulations* The Stationery Office
- Giddens, Anthony (2001) *Sociology 4th edition* Policy = 松尾精文他訳 (2004) 『社会学第4版』 而立書房
- Goodman, Roger (2000) *CHILDREN of the Japanese State :The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan* Oxford University Press = 津崎哲雄訳 (2006) 『日本の児童養護 児童養護学への招待』 明石書店
- Goffman, Erving (1961) *ASYLUMS: Essays on the Social situation of Mental Patients and Other Inmates*, Doubleday = 石黒毅訳 (1984) 『アサイラム 施設被収容者の日常世界』 誠信書房
- 樋口明彦 (2004) 「現代社会における社会的排除のメカニズム」 『社会学評論』 217号 日本社会学会
- 厚生労働省 (2004) 「児童養護施設入所児童等調査結果」
- 小西祐馬 (2006) 「子どもの貧困研究の動向と課題」 『社会福祉学』 第46巻第3号 日本社会福祉学会
- 久富善之編 (1993) 『豊かさの底辺に生きる 学校システムと弱者の再生産』 青木書店
- Levitas, Ruth (2005) *the inclusive society? Social exclusion and new labour Second Edition* Palgrave
- Lister, Ruth (2004) *Poverty and Social Exclusion Poverty Polity*
- MacDonald, Robert (1997) *Youth, the 'Underclass' and Social Exclusion* Rutledge
- Piachaud, D & Sutherland, H (2002) *Child Poverty Understanding Social Exclusion* Hiis, J, Le Grand, Piachaud, D eds Oxford University Press
- Raymond, Jack (1998) *RESIDENTIAL VERSUS COMMUNITY CARE: The role of institutions in welfare provision* = 小田兼三他監訳 (1999) 『施設ケア対コミュニティケア 福祉新時代における施設ケアの役割と機能』 勁草書房
- Ridge, Tess (2002) *Childhood Poverty and Social Exclusion :From a Children's perspective* The Policy Press
- 佐藤郁哉 (2002) 『フィールドワークの技法 問いを育てる、仮説をきたえる』 新曜社
- 社会保障審議会児童部会 (2003) 「社会的養護のあり方に関する専門委員会」 報告書
- 竹中哲夫 (1995) 『現代児童養護論 第二版』 ミネルヴァ書房

(2005)「児童福祉施設の積極的な役割」『新・子どもの福祉と施設養護』浅倉恵一・峰島厚編 ミネルヴァ書房

(2007)「施設養護と家庭的養護の架け橋」『社会的養護の現状と近未来』山縣文治、林浩康編 明石書店

田中理恵(2004)『家族崩壊と子どものスティグマ 家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会
東京都社会福祉協議会児童部会、調査研究部(2004)『児童部紀要 平成14年度版』東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会児童部会、調査研究部(2006)『児童部紀要 平成16年度版』東京都社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会(2003)『子どもを未来とするために 児童養護施設の近未来 (児童養護施設近未来像 報告書)』

全国児童養護施設協議会調査研究部(2004)『児童養護施設における自立支援の充実に向けて：児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書』